

京都市上下水道局管理規程第24号

京都市上下水道局職員等厚生会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成20年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

京都市上下水道局職員等厚生会規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員等厚生会規程の一部を次のように改正する。

第3条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 公務災害等給付

第10条から第12条までを次のように改める。

(給付を受けるべき遺族の範囲及び順位)

第10条 給付を受けるべき遺族の範囲は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 会員の配偶者

(2) 会員の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、会員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に掲げる者のほか、会員の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(4) 会員の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、第2号に該当しない者

2 会員が死亡したときにおいて給付を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とする。この場合において、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同項第2号及び第4号に掲げる順序とする。

3 前項の場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし

父母の実父母を後にする。

(同順位者が2人以上あるときの給付)

第11条 前条の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が2人以上あるときは、そのうちの1人を代表者として給付の請求をしなければならない。

(遺族による給付申請)

第12条 前2条の規定により遺族が給付を受けようとするときは、会員の死亡届に会員であった者との続柄を証する公的機関が発行する書類(戸籍謄本等)及び医師の死亡診断書又は死体検案書を添えて会長に提出しなければならない。

第12条の2を削る。

第20条第10号を削り、第11号を第10号に、第12号を第11号とする。

第8章を第9章とする。

第30条第2項を次のように改める

2 専任理事は、会長が任命する。

第7章を第8章とする。

第25条第1号中「相当額以上」を「相当額以下」に改め、同条第2号中「第3条第3号」の右に「及び第4号」を加える。

第6章を第7章とし、第5章を第6章とし、第4章の次に次の1章を加える。

#### 第5章 公務災害等給付

(公務災害等給付)

第21条の2 会員が公務上の災害又は通勤上の災害(地方公務員災害補償基金が公務又は通勤によると認定した災害をいう。以下本条において同じ。)により死亡し、又は負傷し、若しくは疾病にかかり身体障害が残った場合は、次の各号の見舞金を当該各号に掲げるところにより支給する。

(1) 公務災害死亡見舞金 会員が公務上の災害により死亡した場合に、当該会員の

遺族に対し支給する。

- (2) 通勤災害死亡見舞金 会員が、通勤による災害により死亡した場合に、当該会員の遺族に対し支給する。
  - (3) 公務災害障害見舞金 会員が、公務上の災害により負傷し、又は疾病にかかり、治癒した場合において、地方公務員災害補償法施行規則（以下「規則」という。）別表第三に掲げる程度の身体障害が残ったときに、当該会員に対し支給する。
  - (4) 通勤災害障害見舞金 会員が、通勤による災害により負傷し、又は疾病にかかり、治癒した場合において、法別表に掲げる程度の身体障害が残ったときに、当該会員に対し支給する。
- 2 公務災害死亡見舞金及び通勤災害死亡見舞金の額は、別表第3に掲げるとおりとし、公務災害障害見舞金及び通勤災害障害見舞金の額は、別表第4に掲げるとおりとする。
  - 3 見舞金を受けることができる会員又はその遺族が、地方公務員災害補償基金から特別支給金の支給を受けた場合は、その限度において、前項の規定による見舞金を減額する。ただし、別表第5及び別表第6に掲げる額を下回らないものとする。
  - 4 見舞金を受けることができる会員又はその遺族が、自動車損害賠償法に規定する自動車損害賠償責任保険による保険金（以下「保険金」という。）の支給を受けた場合は、その限度において見舞金を減額する。ただし、支給する見舞金の額は、減額前の見舞金の額の10分の8の額を下回らないものとする。
  - 5 公務災害死亡見舞金及び通勤災害死亡見舞金の給付については、第10条から第15条まで及び第17条の規定を準用する。

別表第2の次に次の4表を加える

別表第3 (第21条の2関係)

見舞金の種類	見舞金額
公務災害死亡見舞金	30,000,000円
通勤災害死亡見舞金	24,000,000円

別表第4 (第21条の2関係)

見舞金の種類 等級	公務災害 障害見舞金	通勤災害 障害見舞金
第1級	30,000,000円	24,000,000円
第2級	25,900,000円	20,720,000円
第3級	22,190,000円	17,750,000円
第4級	18,890,000円	9,450,000円
第5級	15,740,000円	7,870,000円
第6級	12,960,000円	6,480,000円
第7級	10,510,000円	5,260,000円
第8級	8,190,000円	4,100,000円
第9級	6,160,000円	3,080,000円
第10級	4,160,000円	2,310,000円
第11級	3,310,000円	1,660,000円
第12級	2,240,000円	1,120,000円
第13級	1,390,000円	700,000円
第14級	750,000円	380,000円

備考 等級については、地方公務員災害補償法施行規則別表第三を準用する。

別表第5 (第21条の2関係)

見舞金の種類	見舞金額
公務災害死亡見舞金	20,000,000円
通勤災害死亡見舞金	16,000,000円

別表第6 (第21条の2関係)

見舞金の種類 等級	公務災害 障害見舞金	通勤災害 障害見舞金
第1級	20,000,000円	16,000,000円
第2級	17,760,000円	14,210,000円
第3級	15,670,000円	12,540,000円
第4級	13,730,000円	6,870,000円
第5級	11,890,000円	5,950,000円
第6級	10,200,000円	5,100,000円
第7級	8,660,000円	4,330,000円
第8級	7,120,000円	3,560,000円
第9級	5,620,000円	2,810,000円
第10級	4,230,000円	2,120,000円
第11級	3,090,000円	1,550,000円
第12級	2,090,000円	1,050,000円
第13級	1,320,000円	660,000円
第14級	560,000円	280,000円

備考 等級については、地方公務員災害補償法施行規則別表第三を準用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)